

別表第2 (第5条関係)

財務諸表

第1号表

貸借対照表

年月日

資産の部

事業者名

I 流動資産

1	現金及び預金			×××
2	受取手形			×××
3	未収運賃			×××
4	未収金			×××
5	未収収益			×××
6	短期貸付金			×××
7	有価証券			×××
8	貯蔵品			×××
9	前払金			×××
10	前払費用			×××
11	繰延税金資産			×××
12	特定都市鉄道整備積立金			×××
13			×××
14	その他の流動資産			×××
15	貸倒引当金			<u>×××</u>

流動資産合計

×××

II 固定資産

A 鉄道事業固定資産

1	有形固定資産	×××		
	有価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
2	無形固定資産		<u>×××</u>	×××

B (何)業固定資産

1	有形固定資産	×××		
	有価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
2	無形固定資産		<u>×××</u>	×××

C 各事業関連固定資産

1	有形固定資産	×××		
	有価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
2	無形固定資産		<u>×××</u>	×××

D その他固定資産

×××

E 建設仮勘定

1	鉄道事業		×××	
2	(何)業		<u>×××</u>	×××

F 投資その他の資産

1	関係会社株式	×××	
2	投資有価証券	×××	
3	関係会社出資金	×××	
4	出資金	×××	
5	長期貸付金	×××	
6	長期前払費用	×××	
7	繰延税金資産	×××	
8	×××	
9	その他の投資等	×××	
10	貸倒引当金	<u>×××</u>	×××
	固定資産合計		×××

III 繰延資産

1	災害損失等繰延額	×××	
2	<u>×××</u>	
	繰延資産合計		<u>×××</u>
	資産合計		<u>×××</u>

負債の部

IV 流動負債

1	支払手形	×××	
2	短期借入金	×××	
3	1年以内償還社債	×××	
4	未払金	×××	
5	未払費用	×××	
6	未払法人税等	×××	
7	繰延税金負債	×××	
8	預り連絡運賃	×××	
9	預り金	×××	
10	前受運賃	×××	
11	前受金	×××	
12	前受収益	×××	
13	(何)引当金	×××	
14	×××	
15	その他の流動負債	<u>×××</u>	
	流動負債合計		×××

V 固定負債

1	社債	×××	
2	長期借入金	×××	
3	繰延税金負債	×××	
4	のれん	×××	
5	新幹線鉄道大規模改修引当金	×××	

6	(何) 引当金	×××	
7	・ ・ ・ ・ ・	×××	
8	その他の固定負債	<u>×××</u>	
	固定負債合計		×××
VI	特別法上の準備金		
1	特定都市鉄道整備準備金	×××	
	特別法上の準備金合計		<u>×××</u>
	負債合計		<u>×××</u>
	純 資 産 の 部		
VII	株式資本		
1	資本金	×××	
2	新株式申込証拠金	×××	
3	資本剰余金		
	(1) 資本準備金	×××	
	(2) その他の資本剰余金	<u>×××</u>	
	資本剰余金合計		×××
4	利益剰余金		
	(1) 利益準備金	×××	
	(2) その他の利益剰余金		
	(何) 積立金	×××	
	繰越利益剰余金	×××	
	利益剰余金合計		×××
5	自己株式	×××	
6	自己株式申込証拠金	<u>×××</u>	
	株式資本合計		×××
VIII	評価・換算差額等		
1	その他有価証券評価差額金	×××	
2	繰延ヘッジ損益	×××	
3	土地再評価差額金	<u>×××</u>	
	評価・換算差額等合計		×××
IX	新株予約権		<u>×××</u>
	純資産合計		<u>×××</u>
	負債純資産合計		<u>×××</u>

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、鉄道事業固定資産及び建設仮勘定をその事業ごとに記載する。
- 2 鉄道事業以外の事業を兼営する場合には、（何）業固定資産を主要な事業ごとに記載する。
- 3 不動産業、物品販売業、製造業等を兼営する場合には、各部の項目について一般の商工業の例にならつて別の科目を設けることができる。
- 4 期限が決算期後1年以内となつた長期借入金は、短期借入金の次に「1年以内に返済する長期借入金」として表示することができる。

- 5 会社法第 435 条第 2 項の規定により作成する場合には、様式を勘定式とすることができる。
- 6 会社法第 435 条第 2 項の規定により作成する場合には、各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。
- 7 会社計算規則第 118 条第 4 項の規定により固定資産の部の各事業の固定資産の款を細分する科目の記載を省略する場合又は前項の規定により減価償却累計額を控除した残額のみを記載する場合は、各事業の有形固定資産ごとに、又はこれらを一括して減価償却累計額を注記しなければならない。
- 8 会社法第 435 条第 2 項の規定により作成する場合には、各有形固定資産に対する減損損失累計額は、9 及び 10 の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（6 の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 9 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 10 9 の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。
- 11 流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。
- 12 自己株式は控除する形式で記載しなければならない。